

# 小金井市立東小学校・本町小学校給食調理委託プロポーザル実施要項

## 1 業務の概要

- (1) 件名  
小金井市立東小学校・本町小学校給食調理委託
- (2) 目的  
小金井市では、学校給食のより一層の充実を目指し、安全でおいしく温かい給食が安定的に提供できるよう、衛生管理の徹底や的確なアレルギー対応など、技術と知識と経験を有し、実績のある事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。
- (3) 業務内容  
別添「仕様書（案）」のとおり
- (4) 履行場所  
委託実施校は次の2校とし、事業者は2校共に応募することができます。  
ア 小金井市立東小学校（小金井市東町4-25-6）  
イ 小金井市立本町小学校（小金井市本町5-29-21）
- (5) 食数  
令和8年度予定喫食数（一日平均）  
ア 小金井市立東小学校 960食  
イ 小金井市立本町小学校 630食
- (6) 給食調理業務履行期間及び給食予定日数並びに施設使用時間等  
給食調理業務履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日  
給食予定日数 約190日  
※ 大幅な変更がある場合は、別途協議します。  
施設使用時間は、原則として午前7時30分から午後5時までとし、給食時間は、学校が定めた給食時間とします。
- (7) 委託料見積上限額（消費税及び地方消費税含む。）  
委託料見積上限額を超える額を提示した場合は無効とします。  
ア 小金井市立東小学校  
令和7年度 0円  
令和8年度 53,788千円（税込）（債務負担行為）  
イ 小金井市立本町小学校  
令和7年度 0円  
令和8年度 38,662千円（税込）（債務負担行為）
- (8) 委託料の支払い  
支払いは、8月分を除く11回払いとし、端数は3月分で調整します。
- (9) 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

## 2 契約期間、引継期間等について

契約期間は契約確定日の翌日から令和9年3月31日。ただし、仕様書の内容が適切に履行できない場合及び活動水準が著しく低下し、改善不可能な場合は契約を解除することがあります。

また、受託者は、契約確定日の翌日から令和8年3月31日までを本委託事業の引継期間とし、業務内容に関する引き継ぎを受けるものとします。引継期間に発生する受託者の経費については、受託者の負担とします。

本契約の給食調理業務履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までですが、履行状況が良好である場合には、令和9年度以降4年度を上限として、単年度ごとの随意契約を行います。

ただし、本契約は単年度毎の契約である為、履行状況が良好でない場合や市の政策変更等により、次年度以降契約を行わない場合があります。

また、当該随意契約を行う期間については、13(9)に記載の場合を除き、原則として、契約金額・仕様の変更は行わないものとします。

## 3 選考委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者を選考するため、「小金井市学校給食調理業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法及び契約締結の条件等

市は選考基準に基づき、選考委員会で公正な審査を行い、学校ごとに随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定します。ただし、上位1者の総合点から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことがあります。

本選考による候補者の決定後、随意契約の手続きに向けて、提出された企画提案の内容を基に、候補者と業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議を行い、必要に応じて企画提案の内容の調整を求めます。候補者と協議、調整が整わなかった場合には、改めて本選考における次点者に対し随意契約の手続きに向けた協議、調整を行います。

なお、契約は学校ごとの契約とし、以下のとおり上位の事業者の希望を優先します。

- (1) 2校両方に応募した場合の点数は、審査項目「見積額の妥当性」を除き、共通の点数をつけます。
- (2) 学校ごとに、希望する事業者のうち最高得点者を契約候補者として選定します。ただし、次のア又はイに該当する場合は、以下のとおりとします。
  - ア 2校両方に応募し、「参加希望申請書（様式第1号）」の受託可能校数を1校とした場合で、2校両方の契約候補者となった場合は、希望優先順位の低い学校は、辞退の取扱いとします。
  - イ 同一事業者が同一年度に小金井市立小・中学校の給食調理業務委託を受託できる校数は、4校までとします。そのため、令和7年度に小金井市立小・中学校で学校給食調理業務委託を受託している場合、当該契約に係るプロポーザル時に示した随意契約の可能性のある期間として、令和8年度が含まれている学校数が3校ある応

募事業者は、今回新たに受託できる校数は1校となります。その場合、2校両方に応募することはできますが、2校両方の契約候補者となった場合には、希望優先順位の低い学校については、辞退の取扱いとします。

## 5 参加資格

以下の条件について、いずれにも該当するものとします。

- (1) 令和7年度において、東京都内の公立小・中学校で、自校方式による学校給食の調理業務を受託している事業者であること。
- (2) 令和7年度に小金井市立小・中学校で学校給食調理業務を受託している場合、当該契約に係るプロポーザル時に示した随意契約の可能性のある期間として、令和8年度が含まれている学校数が4校未満であること。
- (3) 経営基盤が安定しており、本委託仕様書（案）に基づき確実に遂行できること。
- (4) 調理業務従事者は、原則調理師の有資格者とし、業務責任者（主任）は、調理業務従事者のうち、正規職員で調理師の資格を有し、調理・設備及び衛生管理に関する専門知識を有し、学校給食3年以上（令和8年4月1日時点）の経験を有する者。また、業務副責任者（副主任）は、調理業務従事者のうち、正規職員で調理師の資格を有し、学校給食1年以上（令和8年4月1日時点）の経験を有する者。並びに正規職員以外の従事者は、調理師、栄養士の有資格者又は学校給食1か月以上（令和8年4月1日時点）の経験を有する者を配置できること。
- (5) 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」における、物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で申請先自治体に「小金井市」の登録がされていること。
- (6) 以下のアからサまでに該当しない事業者であること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - イ 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者
  - ウ 国税又は地方税を滞納している者
  - エ 学校給食事業において、令和4年10月1日以後に行政処分を受けた者
  - オ 公衆衛生上重大な事故を起こしたことがある者
  - カ 製造物責任賠償保険に加入していない者
  - キ 破産法に基づく破産開始手続き開始の申立又は破産手続き中の者
  - ク 民事再生法、会社更生法等により再生又は更生手続きを開始している者
  - ケ 地方自治法第92条の2（議員の関係私企業への就職制限）、第142条（首長の請負人等になることの禁止）、第166条（副市長の兼職禁止）、第169条（会計管理者）、第180条の5第6項（委員会委員の請負人になることの禁止）及び第196条（監査委員の兼職禁止）に該当する者
  - コ 選考委員会委員の属する団体
  - サ 「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の別表各号に該当する者

## 6 プロポーザルの日程

番号	内容	期日等
1	実施要項等の配布及び参加希望申請書等受付	令和7年10月1日(水)～令和7年10月14日(火)午前10時
2	資格審査の結果通知	令和7年10月16日(木)
3	質疑書の受付	令和7年10月16日(木)～令和7年10月20日(月)午前10時
4	質疑書に対する回答	令和7年10月22日(水)(予定)
5	企画提案書等の提出期限	令和7年10月31日(金)午後3時
6	第一次審査(書類審査)	令和7年11月12日(水)
7	第一次審査結果及び二次審査日程通知	令和7年11月14日(金)
8	第二次審査(公開プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年11月21日(金)
9	第二次審査結果通知	令和7年11月27日(木)
10	事業候補者の内定	令和7年12月上旬
11	契約締結予定	令和7年12月下旬(予定)

## 7 プロポーザル実施要項の配布

- (1) プロポーザル実施要項の配布  
市のホームページからダウンロード又は小金井市教育委員会学校教育部学務課にて配布
- (2) 配布期間  
令和7年10月1日(水)～令和7年10月14日(火)  
(学務課窓口での配布は平日午前8時30分から午後5時まで(最終日のみ午前10時まで))

## 8 参加希望申請書等の提出

- (1) 提出書類  
参加希望申請書(様式第1号)  
会社概要(様式第2号)  
※ 参加希望申請書(様式第1号)及び会社概要(様式第2号)の提出をもって申込受付とします。
- (2) 提出期限  
令和7年10月14日(火)午前10時まで
- (3) 提出方法  
持参又は配達証明付書留郵便により提出(郵便の場合、期限までに必着のこと。)
- (4) 提出先  
「14 担当部署」のとおり

## 9 資格審査の結果通知

令和7年10月16日（木）に、電子メールにて通知します。

## 10 質問と回答

- (1) 提出書類  
質疑書（様式第3号）
- (2) 提出期限  
令和7年10月20日（月）午前10時まで
- (3) 提出方法  
電子メールにより提出
- (4) 提出先  
「14 担当部署」のとおり  
※ 質疑書が到着しているか電話確認をしてください。
- (5) 質問回答  
令和7年10月22日（水）  
※ 質問に対する回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、電子メールにて一括して回答します（個別回答は行いません。）。

## 11 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

ア 企画提案書	9部（記名1部、無記名8部）
イ 学校給食等に関する質問書（様式第4号）	9部（記名1部、無記名8部）
ウ 調理業務委託見積書	9部（記名1部、無記名8部）
エ 調理業務委託喫食数増見積書（100食）	9部（記名1部、無記名8部）
オ 事業概要	9部（記名1部、無記名8部）
カ 財務諸表（過去3年分）	各1部 （損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）
キ 直近2年分の納税証明書	各1部 （法人事業税、法人税その1、消費税及び地方消費税その1）

※1「企画提案書」はA4版縦、横書き、明朝10.5ポイント以上、30頁以内で作成し、頁番号を付すこと。作成上の字体変更、修飾等は可。字数制限はなし。左とじにすること。

※2「学校給食等に関する質問書」（様式第4号）については、全体の頁制限はないが、項目8の質問1～15は7頁以内で作成し、全体を通して頁番号を付すこと。なお、無記名分については、質問項目「1 本社について」、「2 担当する支店及び営業所等について」は無記入とし、「6 東京都内における5年間の公立小・中学校単独調理場調理業務委託契約実績」、「7 東京都内における5年間の公立小・中学校単独調理場調理業務受託校の大規模災害時の協定書等の締結実績」については、小金井市立小・中学校は記載せず、他自治体の実績のみ

記載すること。なお、他自治体の実績を記載する際、学校名は黒塗りで記入すること。(例：■小学校)

※3 「調理業務委託見積書」「調理業務委託喫食数増見積書（100食）」については、税抜金額と税込金額いずれも記載し、受託を希望する学校ごとに見積書を分けて提出すること。

※4 委託料として見積る必要のある経費は以下のとおりとする。算出内訳も記載すること。

A 人件費

正規職員、正規職員以外の職員に関する人件費

B 運営に要する経費の一部

運営に要する経費のうち、施設・設備・器具等は学校に備え付けられたものを使用します（学校は受託者と物品貸付契約を締結します。）。

施設・設備・器具等の維持管理経費は、市が負担します。また、洗浄・殺菌・消毒及び調理に関する薬品等は市（学校）が負担します。

上記以外の経費、例えば、調理業務に必要な被服等、調理用品（消耗品）、設備器具の手入れ日用品等、清掃用具等、雑貨・文具類の経費、通信連絡等の維持管理費（パソコンの設置やインターネット環境の整備）、事業所の本部事務経費など、運営上必要な経費は委託料に計上してください。

※5 「調理業務委託喫食数増見積書（100食）」とは、令和8年度予定喫食数から100食増となった場合の見積金額とする。

※6 提出書類のア～オは、その順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出してください。無記名分については、ロゴや押印も含めて事業者名が特定されないよう工夫し、副本として整えること。

なお、「企画提案書」は、以下の内容を網羅するものであること。

1) 学校給食に対する取組

ア 企業理念及び特色

イ 教育の一環としての学校給食の意義や目的の理解

ウ 小金井市の学校給食への理解、食育推進の重要性の認識

エ 児童・生徒に「安全でおいしく温かい」給食を提供するための取組

オ 手作り給食や自校調理方式への理解

カ 立入検査等への協力

キ 本業務に対する能力・意欲

2) 安全衛生管理

ア 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づく自社マニュアルによる調理業務

イ 「小金井学校給食作業マニュアル」の履行

ウ 自主的な安全衛生管理

エ 食品の安全衛生管理に関する教育

オ 従事者の健康管理

カ 事故発生の予防と危機管理体制

キ アレルギー食への対応

**3) 業務遂行能力及び管理体制**

- ア 仕様書（案）に基づく業務の履行
- イ 手作り給食の経験者の有無とその配置体制
- ウ 調理業務に従事する者の配置基準
- エ 社員の委託期間中の継続雇用
- オ 指示が伝わるための指示・命令系統の整備
- カ 休暇等の代替要員の確保
- キ 地域雇用の考え方
- ク 突発的な問題等に対する体制
- ケ 本市との連絡・調整
- コ 代行保証の有無・内容

**4) 受託実績**

- ア 学校給食の受託実績（令和3年度以降の実績。小金井市立小・中学校は除く。  
なお、無記名分については、学校名を黒塗りすること。）

**5) 大規模災害時の協力体制**

- ア 本市との災害協定書の締結の是非及び条件等
- イ 災害協定書の締結実績及び協力実績（小金井市立小・中学校は除く。なお、  
無記名分については、学校名を黒塗りすること。）

**(2) 提出期限**

令和7年10月31日（金）午後3時まで

**(3) 提出方法**

持参又は配達証明付書留郵便により提出（郵便の場合、期限までに必着のこと。）

**(4) 提出先**

「14 担当部署」のとおり

**12 審査方法及び審査結果**

選考委員会を設置し、学校給食調理委託業者選考基準に基づき審査します。

**(1) 第一次審査（企画提案書等による書類審査）**

令和7年11月12日（水）

書類審査により、次の項目について審査します。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1 学校給食に対する取組   | 2 安全衛生管理    |
| 3 業務遂行能力及び管理体制 | 4 見積額及び受託実績 |
| 5 大規模災害時の協力体制  |             |

※ 各校の応募事業者が4者以上となった場合には、それぞれ上位3者を選定する。  
（同一事業者が重複した場合、繰上げ等を行わない。）

**(2) 第一次審査の結果通知**

令和7年11月14日（金）

応募事業者全員に電子メールで通知します。

**(3) 第二次審査（公開プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）**

令和7年11月21日（金）

第一次審査通過事業者による12分のプレゼンテーションを公開で実施し、その後、選考委員による非公開ヒアリングを実施します（当日参加者は1事業者2名以内、持ち時間は合計で25分程度を予定）。

※ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコンやプロジェクター等の機器は持参すること。

(4) 第二次審査の結果通知

第二次審査に参加された事業者全員に令和7年11月27日（木）に郵送で通知します。

### 13 その他

(1) 無効となる提案書等

提案書が次の条件に該当する場合には、無効となることがあります。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 日本語以外の言語で表記されているもの（通貨も日本円とする。）

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 費用負担

提案書等の作成及び提出に伴う費用のすべては、提出者の負担とします。

(3) 提案書の著作権等

提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、給食調理業務は公教育の場における児童・生徒の食の安全の確保のため公共性を有していることを考慮し、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとします。

プロポーザルに応募した事業者名については、受託予定者に限り公表します。また、提案書類等は、小金井市情報公開条例に基づき、公表されることがあります。

なお、提出された書類は、返却しません。

(4) 資料の取り扱い

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的範囲内であっても、本市の許可なく公表又は第三者へ提示することを禁じます。

(5) 応募に係る注意事項

市ホームページに掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要項」の内容を熟知のうえ参加してください。

(6) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。

(7) 追加資料の提出

本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めます。

(8) 提案書の差替え、再提出について

提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めません。

(9) 契約金額の見直しについて

履行開始年度5月1日の喫食数を基本として、喫食数が100食以上の増があった場合、企画提案書と併せて提出される「エ 調理業務委託喫食数増見積書(100食)」を基に、契約金額の見直しの協議をします。

(10) やむを得ない事情により、本プロポーザルの日程や審査方法等に変更が生じることがあります。

(11) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して5日以内(必着)に、選定されなかった理由の説明を書面(様式自由)により求めることができます。

(12) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日(閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

## 14 担当部署

担 当：小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係 金原

住 所：〒184-8504

東京都小金井市前原町三丁目41番15号 小金井市役所第二庁舎7階

電 話：042-387-9874

F A X：042-383-1133

E-mail：k010299@koganei-shi.jp